

平成26年9月1日
京都市交通局
企画総務部財務課

公共工事等の前払金・中間前払金における支払限度額の撤廃について

交通局が発注する建設工事等について、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、下記のとおり、前払金及び中間前払金の支払限度額を撤廃いたしますので、お知らせします。

記

1 前払金

(1) 対象

土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計，調査等を含む。）

(2) 支給割合

工事については請負代金の4割以内。設計等については請負代金の3割以内

(3) 変更点

前払金の支払限度額について、原則、1会計年度につき3億円を限度額としていましたが、当該限度額を撤廃します。

2 中間前払金

(1) 対象

土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計，調査等を除く。）

(2) 支給割合

請負代金の2割以内

(3) 変更点

中間前払金の支払限度額について、原則、1会計年度につき1.5億円を限度額としていましたが、当該限度額を撤廃します。

3 実施時期

平成26年9月1日以降に公告する案件から適用します。